

## 令和6年度桜川市会計年度任用職員募集要項（随時募集）

会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2第1項に基づき、一会计年度（4月1日から翌年3月31日まで）内を任期として任用される一般職の非常勤職員です。

### 1. 募集職種・採用予定人数・任用条件・職務内容等

別表「令和6年度会計年度任用職員募集一覧（随時募集）」のとおり

### 2. 申込方法

次の通り申込先に、郵送または持参してください。

#### （1）申込書類

「令和6年度桜川市会計年度任用職員申込書」

- ・様式は桜川市ホームページからダウンロードしてください。
- ・職員課（大和庁舎2階）でも配布しています。

※資格が必要な職種は、証明できる書類を提出してください。

#### （2）申込先

〒309-1293 茨城県桜川市羽田1023番地

桜川市役所 市長公室 職員課宛

#### （3）受付期間

随時受付中。

※定員に達し次第、受付を終了します。あらかじめご了承ください。

※持参される場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。

※土・日・祝日は閉庁日のため受付は行いません。

### 3. 選考方法

- ・選考は、個人面接試験となります。面接日時・場所は、担当課より連絡します。
- ・選考結果につきましては、個人面接試験を受けた全員に郵送または電話にて通知します。

### 4. 勤務条件

任期	<ul style="list-style-type: none"><li>・一会计年度内（令和6年4月1日～令和7年3月31日）</li><li>・通算任用期間は1年を上限とします。</li></ul> <p>※職種によって、任期が短期間の場合があります。</p>
再度の任用	<ul style="list-style-type: none"><li>・勤務成績が良好な場合、公募によらず再度任用する場合があります。</li></ul> <p>※再度の任用の回数は2回が限度になります。2回を超えて任用を希望する場合は、改めて公募により選考を受ける必要があります。</p> <p>※公募に応募し、選考を受けることに回数の制限はありません。</p>

	※業務が継続せず、職そのものが廃止になる場合は、再度の任用はありません。
条件付採用	・採用の日から起算して1ヶ月間（1ヶ月の実勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）は条件付き採用となります。
報酬	・常勤職員の給料表をもとに、職種ごとに算出します。 ・報酬額の決定にあたって、本市の会計年度任用職員としての経験がある方（再度の任用時含む）については、経験年数を加算（※上限有）して決定します。 ・最低賃金・給料表の改定等により報酬額が変わる場合があります。
期末手当	・任用期間が6月以上で、週の勤務時間が15時間30分以上となる職員を支給対象として、6月及び12月に支給します。 ※在職期間により支給割合が異なります。
勤勉手当	・任用期間が6月以上で、週の勤務時間が15時間30分以上となる職員を支給対象として、6月及び12月に支給します。 ※在職期間により支給割合が異なります。
通勤費	・費用弁償として、通勤方法及び通勤距離により決定し、支給します。
休暇	・勤務日数及び継続勤務期間に応じて年次休暇を付与します。 ※労働基準法における継続勤務の要件に該当する場合は、休暇を繰り越すことができます。 ※所定の条件を満たした場合、その他の特別休暇（有給・無給）も取得できます。（夏季休暇・忌引休暇・産前産後休暇等）
社会保険	・勤務条件により、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害（勤務場所によって労災保険）が適用されます。 ・健康保険について、学校勤務の職員は「茨城県学校公立共済組合」、それ以外の職員は「茨城県市町村職員共済組合」へ加入となります。 ※健康保険・厚生年金加入要件 ①週の所定労働時間が20時間以上 ②月額88,000円以上 ③継続して2ヶ月を超えて雇用される見込みがあること ④学生でないこと ※雇用保険加入要件 ①週の所定労働時間が20時間以上 ②継続して1ヶ月を超えて雇用される見込みがあること
服務	任用期間中は、一般職の公務員として、地方公務員法に規定される以下の義務を負い、違反を行った場合は懲戒処分の対象となります。

	<p>①法令等及び上司の職務上の命令に伴う義務      ②信用失墜行為の禁止      ③秘密を守る義務      ④職務に専念する義務      ⑤政治的行為の制限      ⑥争議行為の禁止</p> <p>※パートタイム会計年度任用職員（週 38 時間 45 分より短い勤務時間の職員）は、原則兼業を行うことができます。ただし、以下の場合は兼業が認められませんので留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兼業先の業務と勤務時間が重複する場合</li> <li>・1日の合計就労時間が8時間を超える場合</li> <li>・1週間の合計就労時間が40時間を超える場合</li> <li>・兼業先との勤務時間を割くことによって職務の遂行に支障をきたす恐れがある場合</li> <li>・兼業先との間に特別な利害関係またはその恐れがあり、職務の公平さを各業務に従事する場合</li> <li>・兼業することが、公務員としての信用を傷つけ、または不名誉となる恐れがある場合</li> </ul>
その他	その他の勤務条件については、市規則等によることとします。

## 5. お問い合わせ

- (1) 試験や応募に関すること・・・職員課
- (2) 業務内容や必要資格などの職務内容・勤務条件に関すること・・・担当課